

国自安第127号の2
国自貨第 62号の2
国自整第213号の2
令和2年11月18日

一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

